

鳥獣被害防止総合対策交付金について（ジビエ関係） 令和6年度版

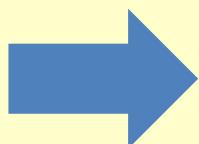
鳥獣被害防止総合対策交付金は、

市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣の被害防止対策と併せて実施する、捕獲した個体を地域資源として有効活用する取組を支援します。

なぜ今、ジビエ振興なのか

- 野生鳥獣による農作物被害の増大により、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加を招き、農山村地域が衰退。
- 有害鳥獣を捕獲しても埋設・焼却処理が負担。

これまで廃棄していた捕獲個体のジビエ利用を推進
(いただいた命を「山の恵み」として活用)



積極的な捕獲により、
農作物被害の低減



地域資源としてジビエ利用
(農泊・観光・外食・学校給食など)



農山村地域の
所得向上

1. 主な事業（ジビエ関係）の内容

- 捕獲した個体のジビエ利用への支援（3頁）
- 施設整備への支援（4～5頁）
- ジビエ利用拡大に向けた商品開発、販路開拓、衛生管理認証取得等への支援（6頁）
- 人材育成への支援（8頁）
- ICT導入への支援（9頁）
- コンソーシアムへの支援（10頁）
- 豚熱感染確認区域への支援（11頁）

2. 交付金（事業）の流れ

- 基本的な交付金の流れ



まずは「被害防止計画」を策定する
“市町村”に相談を！

主な新規・拡充事項（令和5年度補正予算・令和6年度当初予算）

ページ	表題、支援内容	主な新規・拡充事項（令和5年度補正予算・令和6年度当初予算）
P.3	捕獲した個体のジビ工利用・処分を進めたい！ ・ジビ工利用、焼却及び減容化処分、埋設処分の支援	－
P.4	捕獲鳥獣を有効利用する施設整備を進めたい！① ・食肉利用等施設、焼却施設（減容化施設を含む）の整備	－
P.5	捕獲鳥獣を有効利用する施設整備を進めたい！② ・食肉利用等施設への搬入促進、品質向上のために必要な施設の整備	・ジビ工カーやコンテナ等を活用した簡易な施設の上限単価撤廃（R6当初） 【補助率】1/2以内（上限24.8万円/m ² →上限なし）
P.6	処理加工施設の衛生管理向上や販路拡大、ペットフード商品の開発に取り組みたい！ ・販路拡大、衛生管理認証の取得、生体搬入用おりの購入等	・支援対象に生体搬入用おりの購入を追加（R6当初） 【補助率】定額
P.7	（参考）国産ジビ工認証制度	－
P.8	処理加工施設の新たな担い手を育成するため、新規従業員の処理加工技術等の研修を実施したい！ ・OJT研修	－
P.9	ICTを活用して、捕獲情報や処理加工施設における在庫管理などの情報管理を効率化したい！ ・ICTシステムの導入	－
P.10	民間事業者とコンソーシアムを組んでジビ工等の利用を進めたい！ ・コンソーシアムによるジビ工等の利用拡大に向けた取組等	－
P.11	豚熱の感染確認区域においてもジビ工利用に取り組みたい！ ・豚熱感染確認区域におけるジビ工等の利用拡大に向けた取組等	－
P.12	（参考）豚熱発生によるジビ工利用の現状	－
P.13	（参考）豚熱感染確認区域におけるジビ工利用の手引き	－

捕獲した個体のジビエ利用・処分を進めたい！

捕獲した鳥獣を食肉等に利用（ジビエ利用）や焼却処分する場合、捕獲活動支援の単価が増額されます。また、交付金による支援のほかに個体処分に係る市町村向け特別交付税措置があります。

1. ジビエ利用、焼却及び減容化処分に係る支援

(1) ハード支援

食肉利用等施設、焼却処理施設及び減容化施設の整備
⇒ 経費の1/2を支援

(2) 捕獲活動支援の単価アップ

7,000円/頭（埋設処分） ⇒ **9,000円/頭**（ジビエ利用）
⇒ **8,000円/頭**（焼却処分）

(3) 焼却及び減容化処分に要する追加的経費への支援

運搬費及び焼却費、減容化経費を**定額で支援**

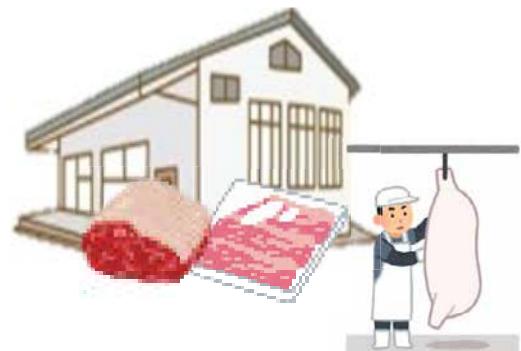
（焼却及び減容化処分を民間業者へ委託する場合）



2. 埋設処分に係る支援

埋設作業費や運搬費を**定額で支援**

（埋設作業及び運搬を民間業者へ委託する場合）



個体処分に係る市町村向け特別交付税措置（鳥獣被害防止特措法）

交付率：8割（被害防止計画を作成していない場合は5割）

捕獲鳥獣を有効利用する施設整備を進めたい！①

被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設（食肉利用等施設）の整備が出来ます。また、焼却処分するための施設（減容化のための施設を含む）の整備が出来ます。

（1）支援内容

- ・食肉利用等施設の整備
- ・焼却施設（減容化施設も含む）の整備

（2）補助率

1／2以内等

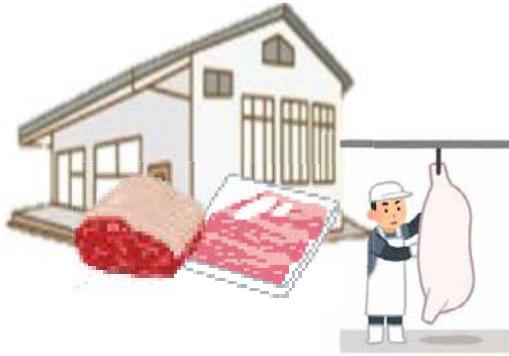
交付金額の上限として、

- ・食肉利用等施設（※）
- ・焼却施設

24.8万円／m²
38.1万円／m²

※ ジビエ未利用地域の整備を優先的に採択

※交付等要綱・実施要領では、食肉利用等施設及び焼却施設（減容化のための施設）を処理加工施設と規定。



処理加工施設
(食肉利用等施設)



施設の増強



焼却施設



減容化施設

捕獲鳥獣を有効利用する施設整備を進めたい！②

食肉利用等施設への搬入を促進したり、品質を向上させるために必要な施設についても、食肉利用等施設と一体的に整備が出来ます。

また、これまで捕獲個体のジビエ利用がされていない地域における施設整備に対しては優先的に採択します。

(1) 支援内容

- ・ジビエカー、コンテナ等を活用した簡易な施設の導入
- ・搬入促進施設（ジビエジュニア、保冷車）の導入
- ・保冷庫、金属探知機、加工製造設備等の導入
- ・処理加工施設に付帯する一時養鹿施設の整備

(2) 補助率

1／2以内等

交付金額の上限として、
食肉利用等施設（24.8万円／m²）と
一体的に整備

※1 ジビエカー、コンテナ等を活用した簡易な施設の場合は上限なし

※2 ジビエ未利用地域の整備を優先的に採択



ジビエカー・保冷車



金属探知機



加工製造設備



一時養鹿施設

(注) ジビエカーはリース導入可能

(補助率1/2以内、交付金の上限として1,500万円/台)

(注) 出荷調整などのため一時的に飼養する
必要最小限のものに限る

処理加工施設の衛生管理向上や販路拡大、ペットフード商品の開発に取り組みたい！

捕獲鳥獣をジビエ等（食肉、ペットフード、皮革など）として利用する取組の拡大に向けて、国産ジビエ認証取得や商談会への出展、ジビエ商品の開発等を支援します。

（1）支援内容

- ・処理加工技術・衛生管理等の研修会
- ・新たなジビエ商品等の開発
- ・販路開拓のための商談会等の開催、参加
- ・ジビエ普及のための展示会等への参加
- ・国産ジビエ認証等の衛生管理認証の取得
- ・生体搬入用おりの購入 など

（2）補助率

定額支援

交付金額の上限として、1市町村当たり300万円
〔衛生管理認証の新規取得に要する経費は、
1施設当たり35万円〕



(参考) 国産ジビエ認証制度

農林水産省では、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、衛生管理及び流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等に取り組む食肉処理施設の認証を行う制度（平成30年5月制定）を運用しています。

認証基準

1.衛生管理の遵守

厚労省ガイドラインに基づいた食肉処理施設の徹底した衛生管理



解体処理後の適切な
温度管理による冷蔵

弾丸や金属片
の確認

3.表示ラベルの遵守

商品名:鹿肉ロース(スライス)

捕獲地:〇〇県

加熱用

内容量:500g

賞味期限(※):〇〇〇〇.〇〇.〇〇

保存方法:-18℃以下で保存

加工者:

(名称)〇〇〇〇〇〇

(住所)〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇

金属探知機:検査済み



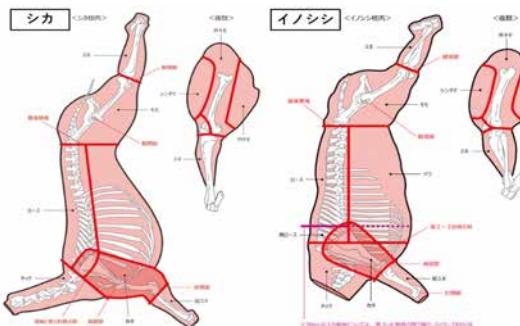
2次元コードなどで示す情報

- ①捕獲年月日
- ②捕獲地域
例)〇〇県××町
- ③捕獲方法
例)銃/くり巻/箱巻など
- ④性別等
例)♂/♀、幼獣/成獣
- ⑤体重(内臓摘出後)
- ⑥解体年月日
- ⑦加工年月日
- ⑧捕獲者
- ⑨個体識別番号
- ⑩認証施設・責任者
- ⑪電話番号

※賞味期限又は消費期限を表示

出荷製品に掲載する情報

2.カットチャートの遵守



「カットチャート」に基づき、部分肉にカットし、
流通規格を遵守

4.トレーサビリティの確保



認証を取得した事
業者は、認証機関
に認証マークの使
用申請を行って、認証マークを
使用可能

施設で個体ごとに個体識別番号を付し、
製品に対する捕獲～処理～保管～出
荷に至る一連の記録を管理・保存

【認証取得のスキーム】

【認証機関】民間団体等

(一社)日本ジビエ振興協会

申請
↑
審査
↓
認証

監査
↓
指導

【事業者】(処理加工施設)

安全・安心なジビエの提供



より安全なジビエを提供し、
消費者の信頼を確保

処理加工施設の新たな担い手を育成するため、新規従業員の処理加工技術等の研修を実施したい！

処理加工施設における新たな担い手の確保・育成のため、処理加工施設が新たに雇用契約をした従業員又はこれから雇用契約をする従業員を対象とした処理加工現場で行うOJT研修を支援します。

(1) 支援内容

処理加工施設の人材育成

- ・衛生的な解体技術等の習得のための、
OJT研修の経費を支援

(2) 補助率

定額支援

交付金額の上限として、
1施設当たり192万円
(1ヶ月の上限16万円)

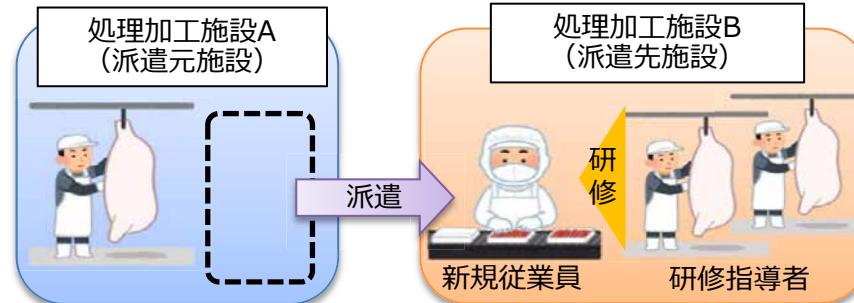
直接研修型

自らの施設で、新規従業員に対して、就業に必要なスキル等を習得する研修を実施



派遣研修型

先進的な施設に新規従業員を派遣し、就業に必要なスキル等を習得する研修を実施



ICTを活用して、捕獲情報や処理加工施設における在庫管理などの情報管理を効率化したい！

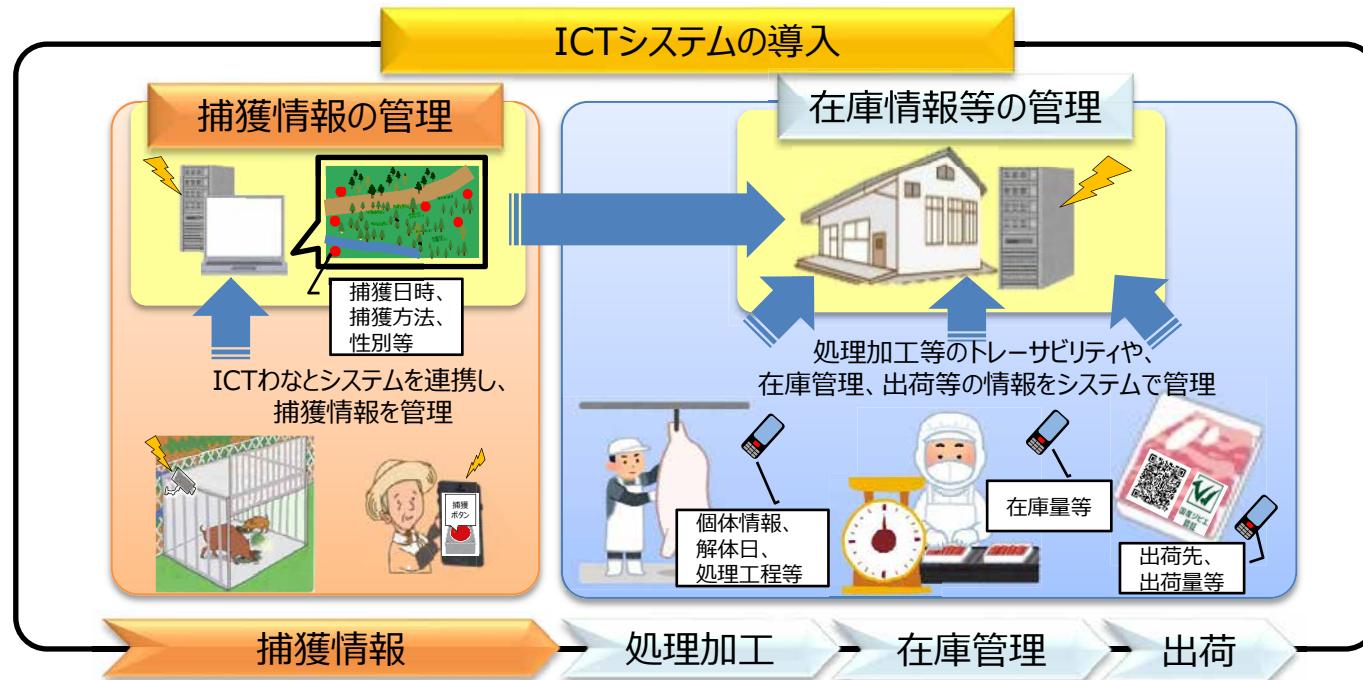
捕獲から処理加工、在庫管理に至るまでの情報管理を効率化するため、在庫管理などの情報管理を効率化するICTシステムの導入を支援します。

(1) 支援内容

捕獲情報から、処理加工や在庫管理等のジビエの流通に必要な情報を効率的に管理するためのICTシステムの導入経費を支援

(2) 補助率

定額支援
交付金額の上限として、
1市町村当たり350万円



民間事業者とコンソーシアムを組んでジビエ等の利用を進めたい！

ジビエ等（食肉、ペットフード、皮革など）の利用拡大に向けて、県域や市町村域をまたぐ複数の処理加工施設間や民間事業者と連携した様々な関係者で構成されるコンソーシアムによる取組についても、地域協議会による取組と同様に支援します。

（1）支援内容

- コンソーシアムによる施設整備、取組
- ①ジビエ等の利用拡大に向けた取組
- ②食肉等利用施設（附帯施設含む）
- ③ジビエカーのリース導入
- ④処理加工施設の人材育成
- ⑤ICTシステムの導入

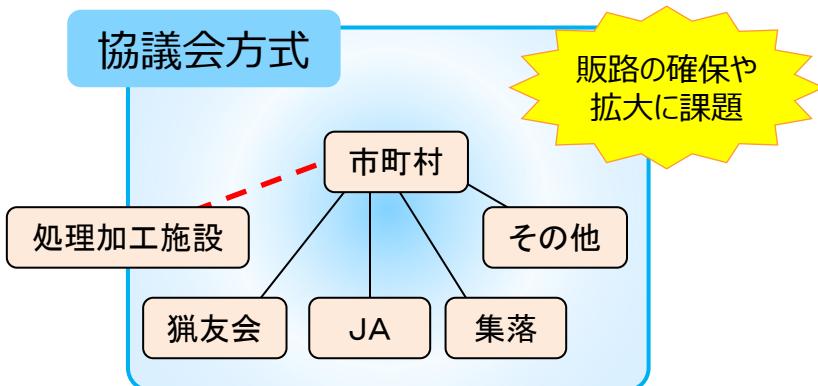
（2）補助率

協議会の取組と同様に支援

- ①定額支援（1市町村当たり300万円が上限、衛生管理認証の新規取得に要する経費は1施設当たり35万円が上限。
加えて、1コンソーシアム当たり1,000万円が上限）
- ②1／2以内等（24.8万円／㎡が上限、※ジビエ未利用地域の整備を優先的に採択）
- ③1／2以内（1,500万円／台が上限）
- ④定額支援（1施設当たり192万円、1ヶ月16万円が上限）
- ⑤定額支援（1施設当たり350万円が上限）

※ ジビエカー、コンテナ等を活用した簡易な施設の場合は上限なし

協議会方式



コンソ方式



※1 処理加工施設所在地の市町村の参画は必須

※2 国が公募を行う広域コンソーシアムにあっては、複数の都道府県の市町村の参画が必須

豚熱の感染確認区域においてもジビエ利用に取り組みたい！

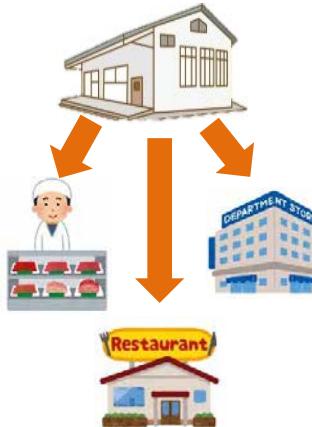
豚熱の感染確認区域におけるジビエ利用を拡大するため、区域内で捕獲されたイノシシをジビエ利用の手引きに従い一時保管に必要となる保冷庫の導入や、区域外からイノシシを搬入するための保冷車の導入、シカのジビエ利用拡大に必要な処理加工施設の改修などを支援します。

(1) 支援内容

- ①ジビエ利用の手引きに従い、一時保管に必要となる保冷庫の借り上げ
- ②感染確認区域の外からイノシシを搬入するための保冷車の導入
- ③シカの利用拡大に必要な処理加工施設の改修
- ④シカの利用拡大に必要な解体処理技術の習得、商品開発、販路開拓 など

(2) 補助率

- ①④定額支援
交付金額の上限として、1市町村当たり300万円
- ②③1／2以内等
交付金額の上限として、24.8万円／m²
(食肉利用等施設又は施設と一体的に整備)



保冷車・保冷庫

施設の改修（軒高）

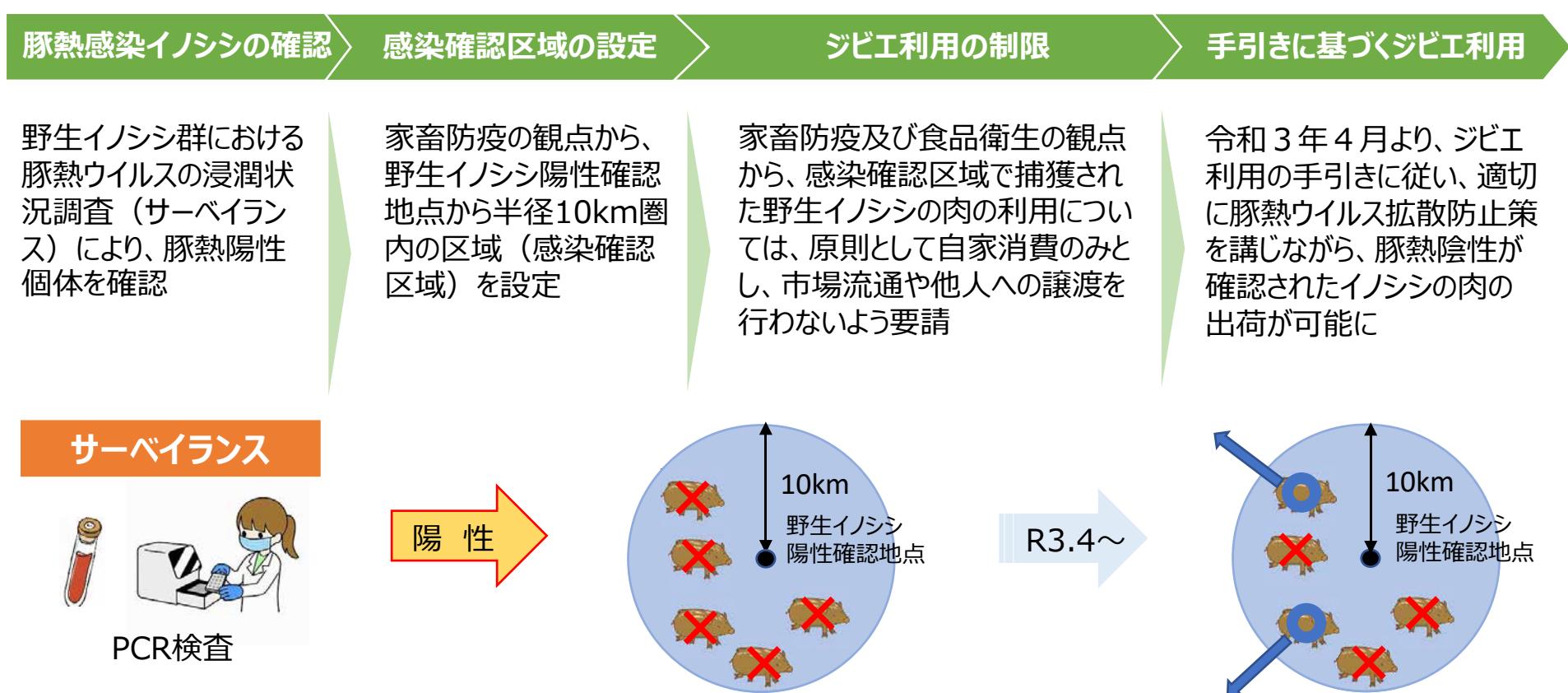
シカの解体技術

シカの商品開発

シカの販路開拓

(参考) 豚熱発生によるジビエ利用の現状

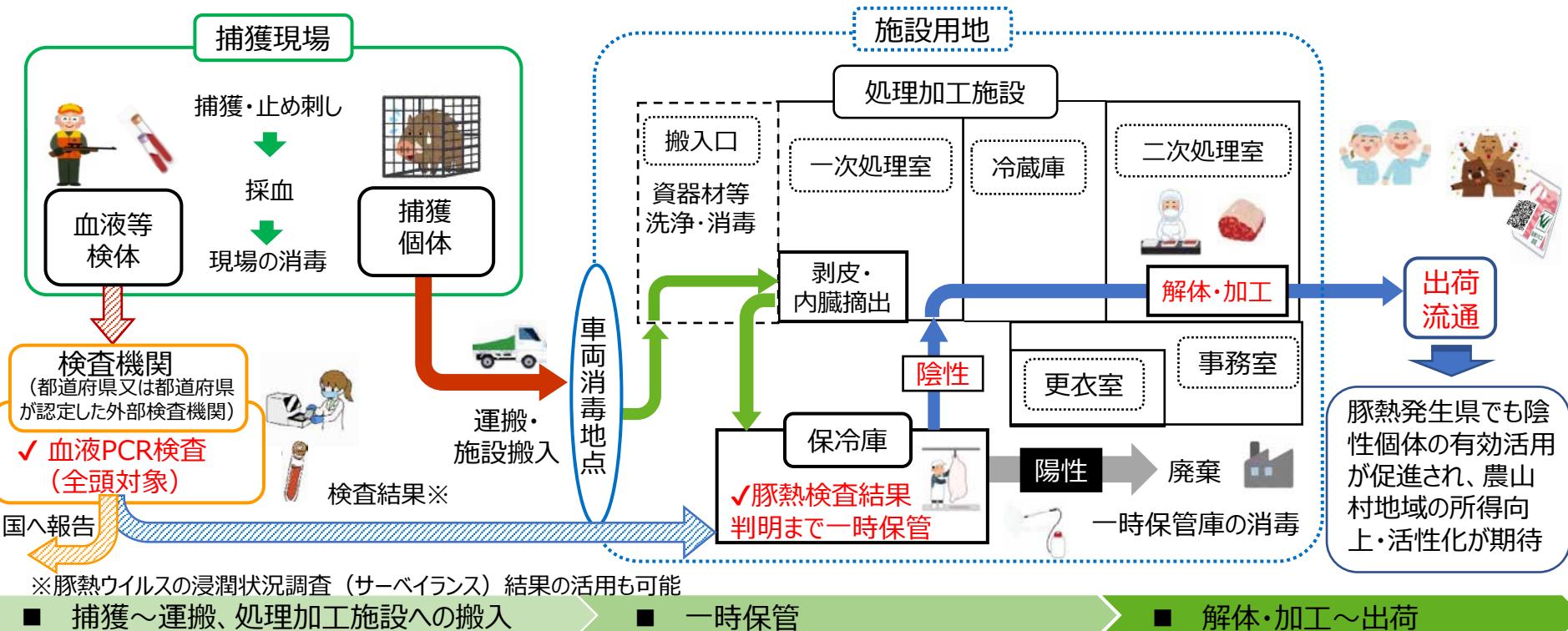
- 平成30年9月の岐阜県での豚熱発生以来、野生イノシシでの豚熱感染が確認され、現在、35都府県に拡大
- 家畜防疫及び食品衛生の観点から、野生イノシシ陽性確認地点から半径10km圏内の区域で捕獲された野生イノシシの肉の利用については、自家消費を除き出荷自粛を要請
- 令和3年4月より、ジビエ利用の手引きに従い適切に豚熱ウイルス拡散防止策を講じることにより、豚熱陰性個体の出荷が可能



(参考) 豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き

- ▶ 豚熱感染確認区域で捕獲した野生イノシシについては、家畜防疫及び食品衛生を確保しつつ、豚熱陰性個体の出荷を可能とする枠組みである「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づくジビエ利用に取り組むことが重要。
 - ▶ 信頼できる検査結果に基づく防疫措置の確保のため、血液PCR検査による豚熱陰性を確認するとともに、捕獲から出荷までの一連の各作業では、豚熱ウイルス拡散リスクを最小限にするための複合的な対策を徹底。

○豚熱ウイルス拡散リスクを最小限にするための複合的な対策のポイント



- 都道府県又は都道府県が認定する外部検査機関が実施する血液PCR検査による豚熱感染の有無を確認
 - 豚熱判定結果が判明するまで、隔離して一時保管し、陰性個体をジビ工利用
 - 豚熱ウイルス拡散リスクを最小限にするための複合的な対策を実施

都道府県は処理加工施設等に対し適切に指導



■事業の詳細について

農林水産省 農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 (交付金全般) ☎ : 03-3591-4958 (直通)
(ジビエ利活用関係) ☎ : 03-6744-2196 (直通)

または、お住まいの市町村、都道府県、地方農政局農村環境課の担当までお気軽にご連絡下さい。